

社会福祉法人白馬村社会福祉協議会役員及び
評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等がその職務のため会議等に出席したときは、報酬として、日額 6,100 円を支給する。ただし、会議等の出席が 4 時間未満の時は、半日額 3,800 円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表第1のとおりとする。

(公表)

第4条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

この規則は、公布の日から施行し、平成30年11月20日から適用する。

別表第1

区 分	車 賃 鉄道賃	日 当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）	
		大町市 北安曇郡	県 内	県 外	県 内	県 外
役 員 評議員	実 費	0 円	0 円	2,500 円	10,000 円	12,000 円